

保護者様

京都市立衣笠中学校  
校長 河邊 利夫

## 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」または、「暴風警報」が発表された場合、校区内に「避難指示」が発令された場合には、本校においては、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 特別警報が発令された場合について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させる等適切な対応をとってください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 → 5校時(13時20分)から始業、13時10分登校(給食は中止)
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 → 臨時休業

#### 暴風警報が発令された場合について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 → 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 → 3校時(10時50分)から始業、10時40分登校
  - ・午前11時までに解除になった場合 → 5校時(13時20分)から始業、13時10分登校(給食は中止)
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 → 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、生徒は下校の安全が確認できるまで、学校に待機し、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況など安全を考慮した上で帰宅の措置をとります。

## 氾濫、大雨または土砂災害にかかる警報または危険警報が発表された場合について

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、ホームページや保護者連絡ツール(すぐーる)で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

## 避難指示が発令された場合について

### (1)水害の避難指示について

本校の校区(金閣・衣笠・翔鷹・柏野学区)は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。校区内に避難指示(警戒レベル4)が発令された場合は、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

### (2)土砂災害の避難指示について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域(特別警戒区域)」に含まれていることから、本校の敷地が含まれる金閣学区に、土砂災害の避難指示(警戒レベル4)が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

以上